

考えなくてはならないことだらけの職場を、誰もが働きやすい職場へ！

育児休業取得促進 アドバイザー派遣

対象：県内事業所

1回あたり2時間程度（最大3回）

相談料：無料

就業規則の改正、男性育児休業促進、女性の活躍推進、
ビジネスケアラー、仕事と家庭の両立……

近年、仕事について様々な言葉が飛び交うようになりました。
時代に応じた職場づくりをしていくことは、人材確保の一環として大切です。



しかし、自社で対応するには「制度が難しい」
「業務が忙しい」「専門家に頼むと費用がかかる」など、
考え込んでしまったり、後回しにしてしまったり……。
例えばこんなお悩みはありませんか？

「育休の社内研修会の資料はこれでいいの？」
「就業規則に問題がないか不安」
「規程は整備してるけど理解できていない…」
「助成金が分かりにくい」
「『Nぴか』『くるみん』などの認証を受けるには何からしたらいいの？」



アドバイザーとの個別相談で、誰もが働きやすい職場へ！

- アドバイザーは社会保険労務士や中小企業診断士など
- 育休はもちろんのこと、様々な職場環境の整備に活用可能

申込フォームへ入力
または
裏面の申込書を提出



審査
派遣決定

アドバイザーを派遣し
職場環境に関する支援を実施

※ 申込期限：令和7年1月31日（金）まで（予算に達し次第、受付終了）

お問い合わせ



産業労働部 雇用労働政策課 労政福祉班 〒850-8570 長崎市尾上町3-1
TEL：095-895-2714 FAX：095-895-2582



長崎県育児休業取得促進アドバイザー派遣申込書

令和 年 月 日

長崎県産業労働部
雇用労働政策課長 様

長崎県育児休業取得促進アドバイザーの派遣を、下記により申し込みます。

記

企業名			
代表者名			
住所	〒		
業種	従業員数 (うちパート タイム労働者数)	男	(人)
担当者氏名		女	(人)
電話番号		計	(人)
派遣申込内容			
相談したい内容 (右の項目から該当するもの 全てを○で囲んでください)	1 就業規則、育児・介護休業規程に関すること (未作成・改正) (どちらかを○で囲んでください) 2 育児休業等に関する各種助成金に関すること 3 社内研修会等の実施に関すること 4 職場環境整備に関すること (Nぴかの申請を含む)		
上記のうち、 相談したい内容を具体的に 記載してください			
派遣時の県担当者同席	可 ・ 不可		
※顧問契約の社労士・診断士等がいる場合、契約と重複していない内容についてのみ派遣可能※			
顧問契約社労士・診断士の有無 及び、本申込への事前承諾	顧問契約者なし ・ 顧問契約者に確認済み		

※代表者名は、事業主又は支店長、営業所長等名で記入してください。
※訪問日については、日程調整させていただきます。
※派遣申請内容は事前にアドバイザーに開示させていただきます。

FAX:095-895-2582
長崎県産業労働部雇用労働政策課 宛て